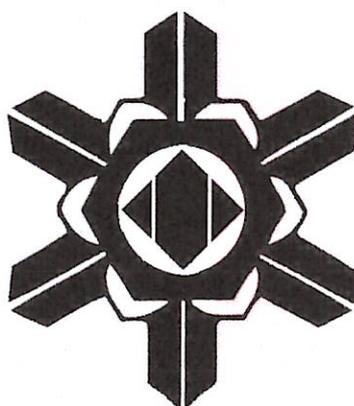


# 学校いじめ防止基本方針



稚内市立稚内東小学校

令和6年4月1日 改訂

## 1 いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢

「いじめは人として決して許されない行為」である。また、「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうる」という危機意識を常にもつことが重要である。

こうした基本認識に立ち、本校では、全ての児童がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係のもと、日々の学習や活動に意欲的に取り組むことができるよう、全教職員が一致協力して、「いじめのない楽しい学校づくり」に最大限努力する。

## 2 いじめとは

一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為で、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じているものを「いじめ」という。

- 一定の人間関係とは、同じ学校・学級や少年団、塾など児童生徒がかかわっている仲間や集団などの関係をいう。
- インターネットを通じて行われるものも含む。
- 行為がいじめに当たるかどうかは、いじめられ児童の立場に立って考えることが大切である。

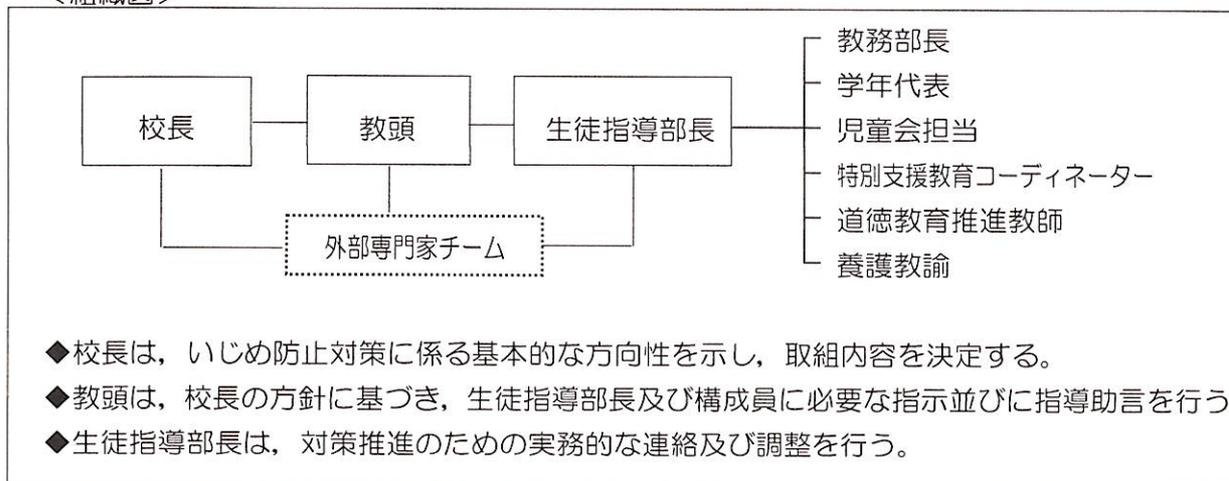
## 3 いじめ防止対策推進の基本的な考え方

- (1) 「1 いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢」を全教職員及び保護者等で共有し、関係機関や地域住民等の協力も得ながら、いじめの根絶に向けた組織的な取組を推進する。
- (2) 校長をリーダーとする、いじめ防止対策推進の中核を担う組織を校内に設置し、実効性のある取組を推進する。
- (3) 児童の心身や財産に重大な被害を与えるような重大ないじめに対しては、設置者や専門機関等の協力を得て、事実解明等を行う緊急の調査組織を設け、被害者救済のための必要な措置を講じる。

## 4 「いじめ防止対策推進委員会」の設置

- (1) いじめ防止対策を実効的に行う組織として「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。
- (2) 校長は、本委員会を定期的に招集するとともに、必要に応じて臨時に招集する。
- (3) 必要に応じて、外部専門家チームを活用する。

<組織図>



## 5 「いじめ防止対策推進委員会」の責務

「いじめ防止対策推進委員会」は、いじめ防止等に向け、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) いじめ防止基本方針の策定と公開
- (2) いじめ防止等に係る児童の活動の推進
- (3) 児童の思いやりの心など豊かな心の育成
- (4) 児童の望ましい人間関係や自己有用感の育成
- (5) 児童の情報モラルの育成
- (6) ネット・トラブルの対応
- (7) いじめの早期発見・早期解消
- (8) いじめの再発防止
- (9) 関係機関との連携
- (10) 保護者等への適切な情報提供
- (11) いじめの問題及び児童理解に係る教職員の研修の企画と運営
- (12) いじめ防止対策推進に係る学校評価の推進
- (13) その他、いじめ防止対策推進に関すること

## 6 具体的な取組内容 → ※「年間計画」参照

### (1) 未然防止の取組

- ① いじめに関する一斉学習の実施（学級活動又は道徳の時間）  
※情報モラル教育を含む
- ② 児童会による集会の実施（いじめ撲滅宣言等）
- ③ いじめ・非行防止強調月間（6月、10月）の設定
- ④ 参観日における道徳の授業公開（4月参観日で全校一斉に）
- ⑤ 保護者懇談会（研修会）の開催  
（いじめ防止基本方針の説明やネットトラブル未然防止について）
- ⑥ いじめの問題に関する校内研修の実施〔児童(生徒)理解研修を含む〕
- ⑦ 「東地区子育て支援ネットワーク会議」への参加
- ⑧ ボランティア活動の実施
- ⑨ 外部講師を招いた豊かな心を育む講演会の実施
- ⑩ 地域行事への参加（地域の夏祭り、ラジオ体操、盆踊り大会 等）
- ⑪ 中1ギャップ解消等のための小中連携の推進（東地区小中一貫教育推進委員会）
- ⑫ 幼保小連携の充実（小一プロブレム等の解消）

### (2) 早期発見・早期解消の取組

- ① 相談窓口の紹介
- ② 教育相談の実施
- ③ 三者面談の実施
- ④ 児童へのアンケート調査の実施（年2回＋適宜）・「ほっと」活用による学級分析
- ⑤ 各種検査の実施
- ⑥ 児童交流の日常化、校務運営委員会・校内支援委員会、学年会議等の定例開催（情報交換、情報共有）
- ⑦ 休み時間のふれあい活動の推進（すき間のない指導体制）
- ⑧ ネットパトロールの実施

- ⑨ 関係機関，地域住民等からの情報収集
- ⑩ いじめ防止対策推進委員会における対策の検討

## 7 いじめ発生時の対応 →\*「いじめ発生時の対応」参照

### (1) いじめの把握

- いじめアンケート調査による把握
- いじめを受けた本人（又は保護者）からの訴え
- 周囲の児童からの情報
- 教職員の観察による発見
- 関係機関，地域住民等からの通報
- その他

### (2) 初期対応

- いじめの発見者（把握者）から関係学年ブロック代表，学級担任等への情報提供
- 関係学年ブロック代表，学級担任等による関係児童への事実確認及び指導
- いじめ防止対策推進委員会への情報提供

### (3) いじめの報告

- いじめの発見者（把握者）から生徒指導部長へ報告  
    <生徒指導部長から関係学年ブロック代表，学級担任等へ調査の指示>
- 生徒指導部長から教頭へ報告  
    <教頭から生徒指導部長へ必要な指示>
- 教頭から校長へ報告  
    <校長から教頭へ必要な指示>
- 校長によるいじめ防止対策推進委員会の招集

### (4) いじめ防止対策推進委員会の招集

- 事実関係の解明
- 指導方針の確認
- 個別指導の検討
- 役割分担の協議
- 対応チームの編成
- 関係機関との連携
- 全教職員による共通理解の形成

### (5) いじめの解消

- いじめを受けた児童への対応
- いじめを行った児童への対応
- 周囲の児童への対応
- 保護者への対応
- 教育委員会への報告（指導助言やいじめ早期対応チームの要請）
- 関係機関への相談（児童相談所，稚内市教育相談所（SC、SSW）等）

(6) 再発防止に向けた取組（いじめ防止対策推進委員会において検討）

- 原因の詳細な分析
- 学校体制の改善・充実
- 教育内容及び方法の改善・充実
- 家庭，地域との連携強化

## 8 重大事態への対処

(1) 重大事態の把握

- 重大事故・事案の発生
- 本人及びその保護者からの申し立て
- 教育委員会，警察等関係機関からの通報
- その他

<重大事態とは>

- 1 いじめにより児童の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ◆児童が自殺を企図した場合
  - ◆身体に重大な傷害を負った場合
  - ◆金品等に重大な被害を被った場合
  - ◆精神等の疾患を発症した場合
- 2 いじめにより相当に期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 重大事態の調査

- いじめ防止対策推進委員会の緊急招集，調査の実施
- 事実の整理，校長への報告

(3) 重大事態の報告，通報

- 教育委員会への報告，早期対応チーム派遣等支援の要請
- 犯罪行為が認められる場合等は，警察への通報，支援の要請

(4) 調査組織の設置（教育委員会の指示により設置）

- 校内調査委員の選定
- 校外の専門家への協力依頼〔SSW，SC 等〕
- 加害者への教育的措置の検討
- 被害者の救済措置の検討
- 調査及び対応結果の教育委員会への報告

(5) 措置の実施

- 教育委員会の指示に基づく措置の実施

## いじめ発生時対応フロー

- 【いじめの把握】**
- いじめアンケート調査による把握
  - 周囲の児童からの情報
  - 関係機関、地域住民等からの通報
  - いじめを受けた本人（又は保護者）からの訴え
  - 教職員の観察による発見
  - その他

- 【初期対応】**

  - 発見者（把握者）  
↓ 〈情報提供〉
  - 関係学年ブロック代表、学級担任等  
↓ 〈事実確認、指導〉
  - 関係児童への事実確認及び指導  
↓ 〈情報提供〉
  - いじめ防止対策推進委員会

**【いじめの報告】**

  - 発見者（把握者）  
↓ 〈報告〉
  - 生徒指導部長 → 〈調査の指示〉  
↓ 〈報告〉 ↑ 〈指示〉
  - 教頭  
↓ 〈報告〉 ↑ 〈指示〉
  - 校長  
↓ 〈招集〉
  - いじめ防止対策推進委員会

- 【いじめ防止対策推進委員会の招集】**
- 事実関係の解明
  - 指導方針の確認
  - 個別指導の検討
  - 役割分担の協議
  - 対応チームの編成
  - 関係機関との連携
  - 全教職員による共通理解の形成

- 【いじめの解消】**
- いじめを受けた児童への対応
  - 周囲の児童への対応
  - 教育委員会への報告（指導助言やいじめ早期対応チームの要請）
  - 関係機関への相談（児童相談所、稚内市教育相談所（SC・SSW）、各種相談室等）
  - いじめを行った児童への対応
  - 保護者への対応

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周りにいる児童
校 内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徹底して守り通す。</li> <li>・ 関係機関等と連携を図り、最善の手立てにより早期解消を図る。</li> <li>・ 心のケアに努め、自尊感情を高める。</li> <li>・ 安全確保のための巡視体制を強化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他人の人権を侵す行為であることを気付かせ、他人の痛みを理解させる。</li> <li>・ いじめは人間として絶対に許されない行為であることを自覚させる。</li> <li>・ 不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせることの大切さに気付かせる。</li> <li>・ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為も許されないことに気付かせる。</li> <li>・ みんなの力でいじめをなくし、よりよい生活をつくることの大切さを自覚させる。</li> </ul>
保 護 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ発生に対する謝罪及び事実経過の説明をする。</li> <li>・ 今後の指導の方針及び具体的な手立てについて説明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事実経過の説明をして、家庭における指導を要請する。</li> <li>・ いじめられている児童及び保護者への謝罪に立ち会い、仲介する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報の内容や保護者の意向を確認の上、教育的配慮の下、学級懇談会等で事実経過について説明する。</li> </ul>

- 【再発防止に向けた取組】**  
（\*いじめ防止対策推進委員会において検討）
- |   |   |   |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原因の詳細な分析                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事実の整理、指導方針の再確認</li> <li>・ 外部専門家チームによる助言</li> </ul> </li> <li>○ 学校体制の改善・充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導体制の点検・改善</li> <li>・ 教育相談体制の強化（スクールカウンセラーの派遣要請等）</li> <li>・ 校内研修の充実〔児童理解研修、事例研究等〕</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育内容及び方法の改善・充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学年、学級経営の見直し（心の居場所づくり、人間関係づくり、信頼感の醸成）</li> <li>・ 豊かな心を育てる指導の充実（学級活動、道徳の時間、集団活動、体験活動等）</li> <li>・ 授業改善（魅力があり分かる授業、認め励まし伸ばす指導、自己有用感を獲得させる指導）</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭、地域との連携強化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積極的な情報提供（教育方針、教育活動の公開）</li> <li>・ 開かれた学校評価の推進（アンケート、学校関係者評価、結果の公表等）</li> <li>・ 保護者懇談会等の実施</li> <li>・ PTA活動の活性化</li> <li>・ PTA活動や地域行事への積極的な参加</li> </ul> </li> </ul> |
|---|---|---|

## 年間計画

月	児童	児童会	授業 (特活・道徳)	教職員	保護者
4		・「4つの約束」たしかめ	・道徳①1h (一斉参観日) ・いじめに対する「学級目標」づくり(特)	・「学校いじめ防止基本方針」の研修	
5	・ほっと① ・いじめアンケート①	・児童会「いじめをなくす」取組		・ほっとによる学級分析①	・個人懇談 ・いじめアンケート①
6			・障がい理解	・6月のポイントチェック ・いじめ意識調査①	
7		・夏の児童集会 ・平和の鶴	・平和学習 ・平和の鶴		
8	・生活実態調査①		生活安心安全標語コンクール	・「いじめ」研修	・生活実態調査①
9	・ほっと②			・「ほっと」による学級分析②	
10	・いじめアンケート②		・いじめ防止		
11			・情報モラル	・11月のポイントチェック ・いじめ意識調査②	・個人懇談
12	学校評価児童アンケート	・児童会「いじめをなくす」取組		・自己評価	・学校評価保護者アンケート
1	・生活実態調査②				・生活実態調査②
2	・いじめアンケート③				・いじめアンケート②
3					
担当	・教頭 ・指導部	・指導部	・教務部	・教頭 ・研修部	・教頭

## いじめの発見 観察ポイント(教職員用)

児童のささいな変化に気づき、教職員が気付いた情報を確実に共有し、速やかに対応しましょう。

- ◆ 日常の児童とのふれあいを大切にしましょう。
- ◆ 5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を付箋用紙等に簡単にメモし、いつでも教職員同士で共有しましょう。

朝の会・帰りの会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。 <input type="checkbox"/> 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 <input type="checkbox"/> 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 <input type="checkbox"/> イライラして、物にあたる。
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入る。 <input type="checkbox"/> 泣いていたり、泣いた形跡がある。 <input type="checkbox"/> 机の上や中が汚される。 <input type="checkbox"/> 机や椅子が乱雑にされる。 <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわつく。 <input type="checkbox"/> 席が替わっている。
授業中	<input type="checkbox"/> 特定の児童の名前が何度も話題になる。 <input type="checkbox"/> グループ分けや班活動で孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 配布物がきちんと配られない。 <input type="checkbox"/> 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 <input type="checkbox"/> 冷たい視線が注がれる。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートに落書きされる。 <input type="checkbox"/> 保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	<input type="checkbox"/> 職員室や保健室に頻繁に行く。 <input type="checkbox"/> 先生の近くに居ることが多い。 <input type="checkbox"/> 特定の児童を避ける動きが見られる。 <input type="checkbox"/> 一人でぼつんとしている。 <input type="checkbox"/> 特定の児童を囲むように児童が集まる。 <input type="checkbox"/> 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 <input type="checkbox"/> 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 <input type="checkbox"/> 侮蔑の言葉が特定の児童に対して向けられる。 <input type="checkbox"/> 集団でトイレに行き、なかなか出て来ない。
昼食（給食）時	<input type="checkbox"/> 配膳すると嫌がられる。 <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる。 <input type="checkbox"/> 望まないおかずを多く盛られる。 <input type="checkbox"/> 好きな物を他人に譲られる。 <input type="checkbox"/> グループから外れて一人で食べる。
清掃時	<input type="checkbox"/> 嫌な作業をいつもやらされる。 <input type="checkbox"/> 最後まで一人で作業をやらされる。
放課後（部活動）	<input type="checkbox"/> 急いで一人で帰る。 <input type="checkbox"/> 先生に何か言いたそうにしている。 <input type="checkbox"/> 他の児童の分まで荷物を持たされる。 <input type="checkbox"/> 部活動の後片付けを一人でやっている。 <input type="checkbox"/> 部活動を休みがちになる。
その他	<input type="checkbox"/> 成績が急に下がる。 <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、不自然な乱れがある。 <input type="checkbox"/> 理由がはっきりしていない打撲傷がある。 <input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 <input type="checkbox"/> 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 <input type="checkbox"/> 教室の壁や掲示物に落書きされる。 <input type="checkbox"/> 悪口を言われても、愛想笑いをする。 <input type="checkbox"/> 人権を無視したようなあだ名を付けられる。

## いじめの発見 観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

### ◆第1段階 観察しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- 兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- 保護者への反発が強くなる。
- 食欲がない。
- 寝言などでうなされることがある。
- 勉強が身に入っていないように見える。
- 帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- 最近、よく物をなくす。
- 学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- 友達から呼び出される。
- 頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- 学校のノートや教科書を見せたがらない。（\*教科書への落書き、破れ）
- 保護者の前で宿題をやらうとしない。（\*プリントへの落書き、破れ）
- 学校行事に来ないでほしいと言う。
- 学校からのプリントを見せない。
- 放心状態でいることがよくある。
- 何もしていない時間が多い。
- 倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- 無理に明るく振る舞っているように見える。

# 主な相談窓口(小学生)

## ◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310(24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

## ◆北海道こころの健康LINE相談(北海道保健福祉部)

<受付時間>

平日、土曜日、祝日 18:00~22:00

日曜日 17:00~翌朝6:00



## ◆おなやみポスト(北海道教育委員会)

<Webサイト>

<https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



## ◆児童相談所虐待対応ダイヤル「189」(北海道保健福祉部)

<電話番号>

189(いちはやく)

<受付時間>

毎日24時間

## ◆チャイルドラインほっかいどう(認定NPO法人チャイルドライン支援センター)

<電話番号>

0120-99-7777

<受付時間>

毎日16:00~21:00(12/29~1/3除く)

## ◆少年サポートセンター「少年相談110番」(北海道警察)

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

## ◆こころの電話相談(北海道立精神保健福祉センター)

<電話番号>

0570-064-556

<受付時間>

平日9:00~21:00 土日祝10:00~16:00

## ◆北海道いのちの電話(社会福祉法人北海道いのちの電話)

<電話番号>

011-231-4343

<受付時間>

毎日24時間